

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年五月二十六日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料等の支給に関する規則（規則六―二四）の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。

（県立の中学校等に勤務する普通職員等に係る令和五年六月に支給する勤勉手当の成績率に関する特例措置）

- 3 行政職給料表及び医療職給料表の適用を受ける学校職員のうち、県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する普通職員及び学校栄養職員に対する第二十七条第一項第三号の規定の適用については、令和五年六月に支給する勤勉手当に關しては、同号中「百分の九十七」とあるのは、「百分の百」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。